

○中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱

平成21年3月2日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中城村学校給食共同調理場設置条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）第7条の規定に基づき、中城村学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の運営及び事務取扱に関して必要な事項を定める。

(事務)

第2条 共同調理場は、中城村学校給食共同調理場設置条例第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 小・中学校の完全給食（以下「学校給食」という。）の献立、調理及び運搬に関すること。
- (2) 学校給食に必要な物資の購入及び管理に関すること。
- (3) 学校給食用器具の管理に関すること。
- (4) 共同調理場の施設及び設備の管理に関すること。
- (5) 学校給食の適正な運営を図るための献立研究及び調理研究に関すること。
- (6) 学校給食会計に関すること。
- (7) その他学校給食に関し必要な事項

(給食日)

第3条 学校給食は、週5日制とし、年間200食を基準に授業日の昼食時に実施する。

(給食費の額)

第4条 児童生徒及び関係職員の学校給食費は、別表第1のとおりとする。

(給食費の基準日額及び基準日数)

第5条 学校給食費の基準日額は、別表第1に定める学校給食費の額に11を乗じ、200で除した額（10円未満については切り上げ）とする。ただし、1月の学校給食日数の基準は、18日とする。

(給食費の減額算定)

第6条 体質、アレルギー等により、完全給食を受けることができない旨の届出が学校長等からあった場合、届出を受理した翌月から、減額をすることができる。

- 2 減額対象は、牛乳のみの給食、又は牛乳を除いた牛乳除去食に限定する。
- 3 牛乳のみの給食における給食費の月額、当該年度の牛乳単価に200を乗じ、11で除した額より算定する。
- 4 牛乳を除いた場合の給食における給食費の月額は、前項に算定した額を基準額から減じた額とする。

(給食費の徴収及び還付)

第7条 学校給食費は、学校長の報告により次の各号に該当するものについて、日割で算定し、徴収及び還付する。

- (1) 転出及び転入学の場合の徴収額及び還付額は別表第2のとおりとする。
- (2) 死亡のための還付額は、その翌日から日割で算定する。
- (3) 病気又は事故その他の事由により、休業日を除き引続き5日を超える日数について、日割額に喫食日数を乗じた額を月額から差し引き還付する。

(給食費の納入)

第8条 学校給食費は、保護者等が当該月分を10日までに、定められた金融機関に給食費納付通知書を用いた方法又は口座振替の方法により納付するものとする。

- 2 学校長は、学校給食を受ける日、人員等を掌握し、学校給食人員報告書(様式第1号)により毎月25日までに報告し、基本人員に変動が生じた場合は、速やかに学校給食人員報告書により所長に報告するものとする。

(取扱金融機関)

第9条 学校給食費の取扱金融機関は、村の定める金融機関とする。

(物資の保管)

第10条 所長は、品目別物資受払簿(様式第2号)の記録により物資の保管を行うものとする。

(献立)

第11条 献立表は、月1回作成し、翌月分を月末までに児童生徒を通じて各家庭に配付し、学校給食と家庭食との栄養の均衡を図るとともに学校給食に関する保護者の理解を深め、食生活の改善に資するものとする。

(会計年度)

第12条 学校給食費に関する会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるも

のとする。

(出納の閉鎖)

第13条 出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(会計監査)

第14条 毎会計年度の歳入歳出決算に関する調書及び予算執行実績に関する資料を作成し、運営委員会に置く監査委員の監査を付さなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日教委訓令第2号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月18日教委訓令第3号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月6日教委訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月19日教委訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月14日教委訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月2日教委訓令第1号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条・第5条関係)

| 区分 | 小学校児童 職員 (臨時を含む) | 中学校生徒・職員 共同調理場職員 (臨時を含む) |
|-------|------------------------|--------------------------------|
| 学校給食費 | 5,600円 | 6,700円 |

別表第2（第7条関係）

1 転入の場合の徴収額

日割額×給食を受けた回数

2 転出の場合の還付額

月額－日割額×給食を受けた回数

備考 この表の規定にかかわらず、徴収額及び還付額が給食費の月額を超える場合は、給食費の月額とする。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第9条関係）